

平成27年1月教育委員会会議（定例会）会議録

1 日 時 平成27年1月26日（月）午後3時30分～午後4時35分

2 場 所 所沢市役所6階 602会議室

3 出席者〔委員〕大岩幹夫委員長、吉本理委員長職務代理者、中川奈緒美委員、寺本彰委員、清水国明委員、内藤隆行教育長

〔事務局〕平野澄彦教育総務部長、川音孝夫学校教育部長、美甘寿規教育総務部次長、山口勝彦学校教育部次長兼学校教育課長、横須賀邦子教育センター担当参事兼教育センター所長、市川雅美教育総務課長、阿部美和子教育総務課主幹兼教育企画室長、末廣和久教育施設課長、浅野浩一社会教育課長、内堀耕介スポーツ振興課長、富田一成文化財保護課長、比留間嘉浩生涯学習推進センター所長、岸企子所沢図書館長、師岡林保健給食課長、鈴木克彦学校教育課指導主事

〔書記〕安田幸雄教育総務課副主幹、青木穂高教育総務課主任

4 前回会議録の承認

5 会議の傍聴者 2名（途中入室）

6 開 会 本日の議案は、議案第40号から議案第43号までの4件。

7 議 題

議案第40号 所沢市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間その他の勤務条件等に関する条例制定について

議案第41号 所沢市教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例制定について

資料に則り、市川教育総務課長から以下のとおり説明がなされた。

議案第40号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に改正されるものの、教育長の服務に

関しては、一般職の職員と同様の内容を規定されたことから、一般職の職員と同様に教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間その他の勤務条件等に関し、必要な事項を定めるため、本案を提案するものである。

また、議案第41号については、同法律の一部改正に伴い、新しい教育長は教育委員会委員としての身分を持たなくなることにより、当市の委員定数を6名から5名に改めるものである。

以下、質疑。

【傍聴者2名入室 午後3時35分】

(寺本委員)

新教育長は、委員としての身分を持たなくなるということですが、教育委員会会議における議決の際は、従来どおりとなるのでしょうか。

(市川教育総務課長)

そのとおりです。教育委員会を構成するメンバーに、新教育長も含まれていません。

(吉本委員長職務代理者)

教育長の勤務時間等は、一般職の例によるとなっていることについて、教育長は非常に特殊な立場の職種の方であると思いますが、今までのように不規則に勤務されていても問題ないのでしょうか。

(市川教育総務課長)

今までは一般職であったため、他の一般の職員と同様に取り扱っていました。一方、特別職は、通常は勤務時間等の定めがありませんが、法改正においては、これまでどおり新教育長には職務専念義務が課せられますので、勤務時間等を定めた法規が必要になります。

(吉本委員長職務代理者)

今までと同様というのは、一般職員と同様に8時30分から勤務を開始するということなののでしょうか。

(市川教育総務課長)

そのとおりです。

(平野教育総務部長)

一般職は、勤務時間が定められており、現在の教育長も同様に取り扱っています。一方、特別職は通常勤務時間等の定めがなく、市長や副市長のように、必要に応じた時間で勤務を行っています。しかし、新教育長は現在の教育長の勤務条件等をそのまま残すという意図で、特別職となっても職務専念義務が残されます。そして、この条例では、職務専念義務を免除する場合を定めています。勤務条件等はこれまでと変わりませんが、一般職から特別職となったことで、新たに必要になった条例ということです。

(吉本委員長職務代理者)

教育長は、非常に激務ですので、休めるところはしっかり休めるようにしていただきたいと思います。

(清水委員)

現在、委員が6名となっているところ、5名になるということですが、現在の委員のうち、1名は退任することになるのでしょうか。

(平野教育総務部長)

現在の教育長は、市長から委員として任命された後、教育委員会から教育長として任命されています。しかし、今回の法改正で、新教育長は教育長として市長から直接任命されることになり、委員として任命されるものではありません。新しい教育委員会では、本市の場合、教育長の他、5名の委員で構成されることとなりますが、会議の構成人数は現状と変わりません。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

議案第42号 所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部条例制定について

議案第43号 所沢市いじめ問題対策委員会条例制定について

資料に則り、山口学校教育部長から説明がなされた。

議案第42号について、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進本部を設置するため、本案を提案するものである。

また、議案第43号についても、同法に基づき、所沢市いじめ問題対策委員会を設置するため、本案を提案するものである。

なお、いじめ防止については、当市では既存の組織を活用して既に取り組んでいるが、平成23年の大津市のいじめ問題を契機として、いじめ対策推進法が制定されたため、当市においても法の趣旨に基づき、組織の目的や位置づけをさらに明確にするため、条例により設置するものである。

以下、質疑。

(中川委員)

現在も、所沢市安全・安心な学校と地域づくり連絡協議会があると思いますが、この条例で設置される推進本部とは、どのような関わりがあるのでしょうか。

(山口学校教育部長)

既存の組織が、そのまま条例で設置される推進本部になります。

(大岩委員長)

いじめ問題対策委員についても、この組織の中に含まれるということでしょうか。

(山口学校教育部長)

いじめ問題対策委員については、現在の健やか輝き支援委員会がそのまま移行していくことになり、その中の一部ということになります。

(内藤教育長)

いじめ問題対策推進法に基づく対策委員会の組織は、審議会的な性格を持つものです。いじめに関連して重大事案が発生した場合、あるいはその恐れがある場合、従来では学校と教育委員会が連携して取り組んでいましたが、他市町村の過去の例では、学校や教育委員会が事例を隠蔽したり、過小に報告したりすることがあり、いじめの被害者の家族や関係者から批判されることがあったことなどから、組織の運営を第三者も加えオープンにするようにとの法律の趣旨です。重大事案が発生した際に、保護司、民生委員、知識経験者などで構成されるいじめ問題対策委員会が、公正な立場で事実の究明をすることが主たる目的です。

また、安全・安心な学校と地域づくりについては、当市では既にこうした組織を作っています。不審者の防止、体罰の禁止、いじめの防止、交通事故の防止など、子どもたちの安全・安心を推進するために広範な取り組みにより、実績もあります。全く別の組織を作るということではなく、既存の組織をそのまま使って、いじめ対策も位置づけ、それを条例化することで、位置づけをより重くしていま

す。

(吉本委員長職務代理者)

「所沢市いじめ問題対策委員会条例」の第2条に、「対策委員会は、所沢市教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行う。」とありますが、「所沢市教育委員会」とは誰を指しているのか、教育委員会に情報が入るのは、どの時点になるのか、また、調査及び審議をした結果を誰に対して報告するのか、何日以内に報告するのかなど、一連の流れを教えてくださいたいと思います。

(山口学校教育部長)

ここでいう教育委員会とは、委員の皆様で構成される合議体のことを指します。また、いじめ問題を担当する事務局は、健やか輝き支援室になります。

また、何日以内に報告するかについては、条例には明記していませんが、重大事案なので1日も早く解決することが必要であると思います。なお、重大事案については、命に係ること、財産をなくすようなこと、長期に休む場合というように、明文化されています。そのようなことがあれば、委員長を通して委員の皆様にお伝えすることになります。

(内藤教育長)

6名の委員で構成される教育委員会における協議、議決事項は、当然重要なものです。一方、日常的なルーティンワークなど、教育委員会の基本方針や予算計画に基づいて執行することは、教育長に委任されています。その教育長を補佐するのが、事務局ということになり、いじめ問題等については健やか輝き支援室が、担当することになります。

したがって、重大事件に発展した場合には、教育委員会で協議や報告をしたり、場合によっては議決をしたりすることになります。実際に重大事件が発生した場合には、教育委員会が今後の方向性についていじめ問題対策委員会等に諮問し、答申が委員長に出され、速やかに委員の皆さんと情報共有するという仕組みになります。

なお、当市の場合、直近の2年間において、長期不登校や暴力事件などの重大事件は発生していません。また、いじめについての認知件数が高まっており、些細なことでも全て報告され、かなりの件数が解決に至っており、今のところ順調に推移している状況です。

日常的な業務については、法律上教育長に委任されて、さらに教育長から担当主幹課長の判断で行ってよいという業務は、たくさんあります。そういう業務についても、前例がないものや複雑なものなどは、協議事項や報告事項で委員に報告しています。事案によっては、課長の即時対応で解決することもあるれば、教育委員会会議で協議することもあります。

【傍聴者 1 名退出 午後 3 時 5 8 分】

(吉本委員長職務代理者)

いじめ問題は、事件が起きてからでは遅く、防止することが大事であると思います。防止の段階での報告が、これまで事務局からはなかったもので、年に 1, 2 回でも報告していただきたいと思います。委員としても、常に緊張感を持っていたいと思います。委員への報告について、内部の運用規則でも構わないので、もう少し明確にしたものがあるとよいと思います。

(山口学校教育部次長)

現在、健やか輝き支援委員会では、各学校から情報を集めています。そこで得た情報については、教育委員会会議において定期的に報告するよう検討したいと思います。

(清水委員)

いじめは、拡大してから対処するのでは遅いと思います。事務局で対応できるものは、事務局の判断でよいと思いますが、情報を閲覧できるようなシステムがあれば、第三者によって違った見方ができると思います。放送関係では、BPO やJAROなどの機関が、番組のチェックをしていますが、そのような機関は、いじめ問題に対してはあるのでしょうか。学校へ行ってヒアリングをするというだけではなく、いじめられている本人がそのような機関に直接電話でき、その情報を委員が閲覧できるようなフィールドが用意されているとよいと思います。

(山口学校教育部次長)

健やか輝き支援室において、「いじめホットライン」というものがあり、子どもや保護者が直接連絡してきます。その他にも、教育センターなど様々な相談機関があり、十分機能しています。

( 清水委員 )

それは、メールのやり取りでは、対応できないのでしょうか。

( 山口学校教育部長 )

メールでのやり取りも行っています。

( 清水委員 )

情報にフィルターをかけるのは、いじめ問題に対しては馴染まないと思います。委員誰もがみれるようなツールに情報をどんどん入れて、それを委員がジャッジをしていくというような時代であり、作業的にはそれほど難しいことではないと思います。委員からも、ある程度のサジェスションができるようになればよいと思います。

( 中川委員 )

私は、所沢市安全・安心な学校と地域づくりの会議に何度か出席しましたが、いじめの議題が出されて協議する場としては、いかななものかと思います。いじめは個々に異なり、対応を会議で話し合うのも必要ですが、身近な人が見てあげて、近い人で話し合うのが、一番よいのではないかと思います。そういう意味では、個別の事案に特化した相談に乗れる場所があるとよいと思います。

( 内藤教育長 )

中川委員のおっしゃるとおりであると思います。まずは、生徒指導の観点などから、学校の先生がどのように捕捉するかであると思います。心の相談ということでは、養護教諭や心の相談員などのスタッフがいます。まず、現場がどのように対応するかということであると思います。

もう一つは、当市では健やか輝き支援委員会やいじめホットライン、人権擁護委員など、様々な支援策を展開しています。細部については学校内で検討、実践し、ある程度の大まかなものを地域に伝達するということで、安全・安心な学校と地域づくりの会議においては、プライバシーに関する詳細な情報は報告されないとはいいます。

一方、いじめ問題対策委員会については、個々の重大事件について機能するものです。そこでは、密室の集中的な審議会になるといいます。

( 中川委員 )

例えば、いじめが発生した場合、それを解決した経緯の情報を、委員が共有す

ることはできないのでしょうか。

(川音学校教育部長)

個々の事案について、委員の皆様が情報を共有できないかということについてですが、学校教育課の中では毎週何が起こって、どのように解決したかということ、情報共有できるようになっていますが、それをどのように委員の皆様に伝えていくかは今後検討させていただきたいと思います。

また、実際にいじめが発生して学校の中で解決できるのか、あるいは、保護者の方が学校関係者ではなく、違う方の意見を求めたり、解決策を求めたりして、いじめホットラインなどに相談がある場合があります。そうした場合には、指導主事や安全・安心対策委員、健やか輝き支援委員である警察OBの方などの支援で、解決策を模索していきます。その中でも、特に大きな事案については、指導主事の他、警察OBや保護司、民生委員などで構成される健やか輝き支援委員会で協議しており、月に1回定例的に開かれております。地域の中からも支えていただくような、別の観点から解決方法を導いていこうとするものです。もし、突発的に重大事案が発生すれば、臨時に委員会を開催することも考えています。

(内藤教育長)

会議の運営については、この条例案が市議会の議決を経た後、取扱要領や運用基準などを作りたいと思います。

(寺本委員)

私が委員になってから、事務局から必要な情報は的確に寄せられていると思います。今後、重大事案に発展しないための策としては、いじめを周りで見ている子どもたちからの情報を、担任の先生や相談員などが吸い上げやすい学校を作ることであり、そのためにはこのような対策委員会を開くのはよいことであると思います。事案が発生してから機能する対策委員会ではなく、事前にそのような学校の雰囲気を作り上げるために動いていただくものであってほしいと思います。

一つの情報に対して、様々な立場の情報があります。被害者からの訴えがあったという情報が、ストレートに教育委員会に寄せられるというのは、少しおかしいと感じます。

(清水委員)

いじめが重大化する大きな要因としては、学校は分かってくれない、親や友人



が分かってくれないなどということがあると思います。いじめの被害者や周囲の人に対して、相談機関に手紙や電話をするように勧めても、ほとんどの人が電話をしたり、手紙を書くことができないと思います。スマートフォンやラインメールのように、簡単に伝えられるツールがあるとよいと思います。いじめに対して、電話などで話すというツールの有効性が、私たちが感じているよりも脆弱になっていると思いますので、携帯電話などのメール機能をもっと生かすべきであると思います。そして、そのメールが学校に留まるのではなく、教育委員会も見ていくということが、いじめを隠蔽する抑止力になると思います。今後の課題であると思いますが、そうした情報を投稿し、委員が閲覧できるサイトがあれば、かなり有効になると思います。それが現在ないのが、非常に不思議です。他人や学校に言えないから、いじめが重大化するのであり、情報が学校に留まるのではなく、教育委員会まで届くような機能を早急に作ることが、よろしいのではないかと思います。重大な事件が起こった時に、委員が知らなかったということでは非常に残念に思います。委員になった以上は、そういうことにも関わられるようなポジションであるとよいと思います。

(吉本委員長職務代理者)

委員になって緊張感をもってやっているつもりですが、情報がなければ多少緊張感が緩んでしまう恐れもあると思います。また、教育委員会制度が改正され、委員長という職が今後はなくなることになり、5名の委員は皆同じ立場となります。そういう意味で、委員全員が緊張感を持つための情報共有ができればよいと思います。

条例では、細部まで規定することはできないと思いますが、今後の教育委員会の立ち位置としてどうあるべきなのか、考えていただきたいと思います。

大岩委員長の採決により、出席委員全員が賛成し、原案どおり可決された。

8 協議事項 なし

9 報告事項

所沢市教育委員会後援等名義使用許可について(教育総務課)

所沢市教育委員会の1月から4月までの主な行事予定について(教育総務課)

平成 26 年所沢市議会第 4 回（12 月）定例会一般質問答弁要旨について

（教育総務課）

学校監査の結果について（教育総務課）

第 68 回成人のつどいについて（社会教育課）

所沢文化遺産案内マップを文化財保護課・各まちづくりセンターほかで配布

（文化財保護課）

所沢の文化財リーフレットを配布（文化財保護課）

ふるさと研究冬季企画展「鎮守の森 市民が見た所沢の神社」の開催について

（生涯学習推進センター）

以下、質疑。

（吉本委員長職務代理者）

成人のつどいの参加者について、女性の出席率が男性に比べて低いように見えますが、何か理由はありますか。

（浅野社会教育課長）

女性は着物を着て、写真を撮りに行く人が多く、業者からの日程の問い合わせも多く寄せられているところです。そのようなこともつどいに参加しない要因の一つであるかもしれません。また、地区によって差があり、学区域が複数の地区にまたがるような学校では、一方の地区に集中して参加するため、もう一方の地区の出席率が低くなることも考えられます。

（中川委員）

先日行われた文化財展について、「まちぞう」の方から、会場となっている生涯学習推進センターにちらしが置いてなかったこと、「まちぞう」に言っただけならばチラシを置いたのにというようなお話をいただきました。

全体としては、私が委員になった頃に比べて、文化財に対するアピールをとて一生涯懸命やっているとしますので、これからも応援したいと思います。ぜひ「まちぞう」などを活用して、さらなるアピールをしていただければと思います。

（清水委員）

文化財のマップ等について、たくさんの内容が記載されていますが、内容が多くなると見づらくなってしまいます。所沢市のベスト 10 など、そうした載せ方もよいのではないかと思います。

## 1 0 その他

- ・教育委員会会議 2月定例会 : 2月18日(水)午前10時~  
所沢市役所6階 602会議室
- ・教育委員会会議 3月定例会 : 市議会第1回(3月)定例会の開催日程と調整

1 1 閉 会 午後4時35分